

鎌倉市告示第 330 号

鎌倉市市税条例（平成 27 年 12 月条例第 27 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、市税に関する申告等の期限を延長する件（令和元年 11 月鎌倉市告示第 156 号）において別途鎌倉市告示で定めることとされている期日は、次に掲げるとおりとする。

令和 2 年 2 月 10 日

鎌倉市長 松尾 崇



税 目		期別等	期限の延長の期日
令和元年度 固定資産税及び都市計画税		第 3 期 (納期限 令和元年 12 月 25 日)	令和 2 年 3 月 2 日
		第 4 期 (納期限 令和 2 年 3 月 2 日)	令和 2 年 3 月 31 日
令和元年度 個人の市・県民 税	普通徴収	第 3 期 (納期限 令和元年 10 月 31 日)	令和 2 年 3 月 2 日
		第 4 期 (納期限 令和 2 年 1 月 31 日)	令和 2 年 3 月 31 日
	特別徴収 (給与)	令和元年 10 月分(納期限 令和元 年 11 月 11 日) から令和 2 年 1 月 分(納期限 令和 2 年 2 月 10 日) まで	令和 2 年 3 月 10 日
上記以外の市税		令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 3 月 1 日までに申告等の期限が到 来するもの	令和 2 年 3 月 2 日